

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）</p> <p>第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）<u>、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>「一〜三 略」</p> <p>四 当該認可に係る子会社対象金融機関等に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社（第十三条第一項第十二号及び第十四号において「銀行業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類</p> <p>「ハ・ニ 略」</p> <p>五 「略」</p> <p>六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）<u>、第二項ただし書又は第四項の規</u></p>	<p>（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）</p> <p>第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）<u>又は第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>「一〜三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 業務の内容を記載した書類</p> <p>「ハ・ニ 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）<u>又は第二項の規定による認可に係</u></p>

定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2
〔略〕

(郵便貯金銀行の合併の認可の申請)

第七条 郵便貯金銀行は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇十 略〕

十一 合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合(第九号に規定する場合を除く。)には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 〔略〕

2
〔略〕

(郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請)

第八条 郵便貯金銀行は、法第十三条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇十一 略〕

十二 当該会社分割により郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することと

る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2
〔同上〕

(郵便貯金銀行の合併の認可の申請)

第七条 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

十一 合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 〔同上〕

2
〔同上〕

(郵便貯金銀行の会社分割の認可の申請)

第八条 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

十二 当該会社分割により郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することと

なる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十三 「略」

2 「略」

（郵便貯金銀行の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第九条 郵便貯金銀行は、法第十三条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〇七 略」

八 当該事業の譲受けにより郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

九 「略」

2 「略」

第十三条 法第二百十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十一 略」

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第一百一十一条

なる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十三 「同上」

2 「同上」

（郵便貯金銀行の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第九条 「同上」

「一〇七 同上」

八 当該事業の譲受けにより郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

九 「同上」

2 「同上」

第十三条 「同上」

「一〇十一 同上」

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百十三条第一項の規定により認可を受けている場合（第七条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第三項の規定により認可を受けている場合（第八条第一項第九号又は第十二号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百十三条第五項の規定により認可を受けている場合（第九条第一項第七号又は第八号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百二十条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合及び第十四号に掲げる場合を除く。）

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十五号に掲げる場合を除く。）

十四 銀行法施行規則第十四条の四又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百十一条第一項の規定による認可に伴い郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四 銀行法施行規則第十四条の四又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十五 「略」

十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

「十七〜二十七 略」

「2〜5 略」

6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十四号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条 郵便保険会社は、法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）第二項後段又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 郵便保険会社に関する次に掲げる書類

「イ〜ハ 略」

ニ 株式交換により子会社対象会社（法第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げ

十五 「同上」

十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

「十七〜二十七 同上」

「2〜5 同上」

6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条 郵便保険会社は、法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 「同上」

二 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 株式交換により子会社対象会社（法第百三十九条第八項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げ

る書類

〔1・2〕略

三 〔略〕

四 当該認可に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社（第二十八条第一項第十号及び第十二号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

〔ハ・ニ 略〕

五 〔略〕

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 〔略〕

（郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務）

第十九条 法第百三十九条第九項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

〔一〇三 略〕

る書類

〔1・2〕 同上

三 〔同上〕

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 業務の内容を記載した書類

〔ハ・ニ 同上〕

五 〔同上〕

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 〔同上〕

（郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務）

第十九条 法第百三十九条第八項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

〔一〇三 同上〕

(郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請)

第二十二条 郵便保険会社は、法第百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〇八 略」

九 当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合(前号に規定する場合を除く。)には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十 「略」

2 「略」

(郵便保険会社の合併の認可の申請)

第二十三条 郵便保険会社は、法第百四十一条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〇十 略」

十一 合併後の郵便保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合(第九号に規定する場合を除く。)には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 「略」

2 「略」

(郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請)

第二十二条 「同上」

「一〇八 同上」

九 当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十 「同上」

2 「同上」

(郵便保険会社の合併の認可の申請)

第二十三条 「同上」

「一〇十 同上」

十一 合併後の郵便保険会社又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 「同上」

2 「同上」

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第七項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

「一〇十三 略」

十四 当該会社分割により郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合(第十一号に規定する場合を除く。)には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 「略」

2 「略」

第二十八条 法第四百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇八 略」

九 郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社(保険業高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合(法第三百三十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によ

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第二十四条 「同上」

「一〇十三 同上」

十四 当該会社分割により郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十五 「同上」

2 「同上」

第二十八条 「同上」

「一〇八 同上」

九 郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八条の二第二項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

り認可を受けている場合、法第四百四十一条第三項の規定により認可を受けている場合（第二十二條第一項第八号又は第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第四百四十一条第五項の規定により認可を受けている場合（第二十三條第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第四百四十一条第七項の規定により認可を受けている場合（第二十四條第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第四百四十九條第一項第二号の規定により届出をしなればならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。）

十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十三号に掲げる場合を除く。）

十二 保険業法施行規則第四十八條の四各号又は第五十九條第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第三百三十九條第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

十三 「略」

十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を

十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十二 保険業法施行規則第四十八條の四各号又は第五十九條第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十三 「同上」

十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を

<p>超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合 「十五～二十一 略」 「2～5 略」</p> <p>6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十二号まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。</p>	<p>超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合 「十五～二十一 同上」 「2～5 同上」</p> <p>6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十一号まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	